

オアシス・ミニストリーの活動内容(2021.7 段階のイメージ)

◇これまで私は、養護学校の臨床現場や、大学の福祉系・子ども系専門学科等での教員としての働きに加え、いくつかの自治体で[学校ソーシャルワーカー]としての働きを行ってきました。そうした働きの中で、困難さを抱える子どもたちや、その保護者さんたちに数多く出会ってきました。ソーシャルワーカーとして私ができたのは、当事者さんと学校とを円滑につなぐ役割を果たすことや、家庭環境の安定化のための関係機関等との連携、さらには社会資源等のご紹介といった側面支援でした。

◇私が把握しているかぎりですが、教育&福祉支援現場で働く人たちの多くは、子ども一人ひとりの最善の利益を図るべく、果たすべき職務に懸命に励んでいます。ずっと昔には「でも・しか教師」(教師でもやるか・教師しかできない)などと揶揄(やゆ)されたこともあったようですが、今はハードワークの実態が広く知れ渡り、質的向上が図られてきたことを感じます。それでも、さまざまな状態の子どもや家庭に対応しているため、すべての教員たちが皆、等しく、困難さを抱えている子どもや保護者さんたちに対する深い想いや共感的理解を有している訳ではありません。そこに教育指導職ではなく、側面支援の専門職としてのソーシャルワーカーの役割があるのだと私は考えています。

◇保護者さんの中には幼児保育機関や保育者側(もしくは学校や教員たち)に自分たちの想いや願いを上手に伝えることが不得手な人や批判的な視点を強く有しておられる人もいます。その結果、意思疎通が十分に図られずに改善・解決を諦めてしまったり、そうした苛立ちや不満等をSNS等で表現したりもします。ときには学校側や教育委員会等にクレームを申し立てる人もおられますが具体的な解決に結びつかないことが多くあります。

◇しかたないこととは言え、保護者さんたちの多くは教育委員会や学校の組織内部の実態や、教育職員の立ち位置を詳細には把握できないため、納得できない点があっても冷静に反応できない場合もあります。幸いその点において私は、大学でも大学院でも教育学と福祉学の両方の学びを重ね、また養護学校での臨床実践をはじめ、30数年間に及ぶ大学での教職経験を有しているため、ある程度の知見や経験を有しています。また、これまで計5つの異なる自治体の教育委員会(教育事務所)や学校で[ソーシャルワーカー]や[カウンセラー]としての実務経験を有してきたため、これもある程度の実態把握ができています。加えてまことに非力な研究者ではありましたが、世界有数の人権国家であるニュージーランドから高度の人権感覚や権利擁護の視点を深く学んできた者でもあります。

◇そのため、もしも保護者さんからのご依頼があれば、**オンブズパーソン(人権擁護者)**たるソーシャルワーカーとして、保護者さんとの個別契約によって、学校関係者たちに対して当事者さんが有しておられる想いや願いを最大限に代弁する働き、つまりは**権利擁護(アドボカシー)活動**をさせていただきたいと願っているのです。

◇ただそうは言っても、私は大学の名誉教授職に就いている者に過ぎず、精神保健福祉士&社会福祉士の国家資格を有しているだけの人間です。弁護士等の資格は有していないため、学校関係者から、「いったいどんな権利や権限で関わろうとするのですか？」との冷やかな反応や疑義が予想されます。まったくその通りです。私が拠って立つのは、「立場は異なれども、お互いに子どもたちの最善の利益を図るべく、懸命に尽力している者たち同士である！」といった点のみです。それでつながると信じているのです。たとえ意見の相違が生じたとしても、互いの立場に固執したり、感情的にならずに、穏やかな雰囲気を保ちつつ、困難さを抱えている子どもや、その保護者さんが安心できる学校生活が確保できたら、と願っているのです。

◇**なお、これらの活動は私自身の社会貢献活動のため、無償によるボランティア活動です。**なぜなら私自身はすでに公的年金等の受給者ですので、それ以上の収入は不要と考えているからです。交通費等の実費相当分は、オアシス・ミニストリーの活動を支えるための必要経費として受け取る場合がありますが、それとて義務的ではありません。

○ オアシス・ミニストリーは、以下の活動内容を有しています。

(1)日常生活に困難さを抱えているお子さんや、その保護者さんたちへの権利擁護活動。⇒直接的・間接的依頼に基づく面談や訪問支援活動。さらには関係諸機関等との連絡調整。

(2)保育園や幼稚園等の、幼児保育機関に所属するお子さんや、その保護者さんたちへのソーシャルワーク的手法を用いた支援活動。⇒幼児保育施設・機関を訪問してのスーパーヴァイス活動。

(3)同じく保育士さん等、支援的業務に携わっておられる人たちへの支援。⇒スタッフ研修のお手伝い。

○ 理想的には当事者さん同士の支え合いが、もっとも大切だと考えています。

(1)SNSの活用による支え合いへの支援。⇒文字情報による間接支援。

(2)セルフ・ヘルプ・グループへのサポート。⇒ファシリテーション

(3)同じく幼児保育者さんのセルフ・ヘルプ・グループへのサポート。⇒幼児保育者さんへのスーパーヴァイス活動、およびスタッフ研修のお手伝い。

※(1)の権利擁護活動に関しては、およそ以下の流れを想定しています。

- ① まずはメールにてご連絡ください。⇒yamaki@shokei.ac.jp
- ② メールやお電話等で、さらに詳しい状況をお聴きします。
- ③ どういった支援内容や方法が可能であり、適切なのかについての判断をさせていただきます。
- ④ 具体的な支援を実施します。例えば (a)メールや電話等で学校側に保護者さんの意向や願い等を伝え、意見調整を行う。(b)直接、学校や教育委員会への訪問に同行し、意見調整を行う。(c)特に願いが強ければ、保護者さんからの委任状を作成し、私が単独で学校側や教育委員会側に出向き、調整作業を行う、等。
- ⑤ 支援結果の評価を行い、さらに支援が必要かどうかについてご相談をさせていただきます。

◎メールによる間接的な支援活動 ⇒地理的な制約等で直接的な支援が困難な場合はメールでの支援要請に応じます。その場合は、およそ以下の内容とさせていただきます。もちろんすべて無償です。⇒ yamaki@shokei.ac.jp

- ① 共感的理解に基づく受容と傾聴による対応のため、いわゆる「ハウツー」的な返答はできません。
- ② 何度も繰り返してのご照会には応じかねます。また、私からの返答には、ある程度の時間を要します。
- ③ あくまでも私個人の知見等に基づく返答のため、その内容に関する文責を負うことはできかねます。

◇支援契約に際しては「日本ソーシャルワーカー協会承認のガイドライン」、および[精神保健福祉士]や[社会福祉士]のガイドライン(倫理綱領)も同じく遵守します。